

(仮称) 平木阿波ウインドファーム事業
及び
(仮称) ウインドファーム津芸濃事業に係る環境影響評価方法書
三重県環境影響評価委員会小委員会 質疑概要

日時：平成 31 年 4 月 24 日（水）10:00～

場所：J A 三重健保会館

委員：風況データについては、NEDOのものと思いますが、その数字はどの程度信頼性があるものとして扱っていますか。

事業者：NEDOや環境省が提供している風況マップそれはあくまでも参考だと捉えています。それはあくまでもシミュレーション結果で、データ通りの風況とは考えていません。現地でしっかりと実測調査を行い、把握に努めます。

委員：実測値が、シミュレーションと比較して弱かったら、事業をやらないのですか。

事業者：その可能性もあります。

委員：それはどの段階で決定しますか。

事業者：少なくとも、1年間の調査データを蓄積する計画です。

委員：その決定はいつ行いますか。

事業者：実測データが思わしくなければ、事業採算性が見込めないという判断はあります。

委員：もう1点、なぜ改めてシミュレーションをしないのですか。NEDO等のデータはかなり前のもので、今の技術ならより詳細な計算ができるはずです。

事業者：我々も、NEDO以外の世界的な気象会社等のシミュレーション結果も参考にしたうえで、自分たちでも実測して確認しています。他の現場でもそのように確認しており、想定より風が弱いことを確認し、計画を凍結もしくは撤回したところもあります。

委員：将来の気象状況についてどのように考えていますか。

事業者：道路や風車組み立て用の敷地などの造成行為に対し、豪雨による土砂崩れの懸念があるのは十分承知しています。そういった道路に関し、いかに土砂崩れが起きないように造成工事をするかについては、開発基準等の法令を遵守するとともに関係機関と協議しながら、この地区の地形や過去の降雨量等の把握に努めたいと思います。

委員：昨年西日本豪雨など、過去に起こらなかったことが起こっています。過去の事例の調査だけでは未来のことは分かりません。資料には過去のことをたくさん書いてありますが、もう現時点において過去のことは当てにならないと思います。

事業者：未来を予測する手法や知見をまだ十分に備えられていない部分もあると思います。専門家の方々にも意見を伺い、どういったことをすればいいか情報収集していきたい。

委員：私はそれらのことが専門ですが、将来雨が増えるのはほぼ確実で、法令は過去をもとに作られていますので、それは守るべきですが、大雨による災害については、より危ない方にマージンを取るべきです。ぜひ専門家の意見を聞いてほしい。

事業者：どれくらいの想定をすべきか、ご意見いただければと思います。

委員：それをしっかりとやらないと、災害を心配される方々の気持ちは変わらないと思います。

歴史的・文化的遺産についても住民の方が心配されています。付近に古墳がたくさんありますが、将来近辺の古墳が極めて価値が高いことが分かった時に、そこから見えるところに既に風車があったとしたら日本にとっての損失だと思うのですが、どれくらい調べていますか。

事業者：あくまで、所在を把握したのみで、重要性については把握していません。事業実施区域にかかるかどうかを把握しています。

委員：どの程度重要な古墳であるのかを文献や事業者の調査で調べる必要があると思います。奈良県では古墳から見えるところに風力発電は建っていないと思います。

事業者：遺跡と景観への影響として、風力発電の適地を全国で探すうえで、この区域が本当に適地なのか、それは古墳の貴重性等、情報収集しながら、いろいろな観点から引き続き検討していきます。太陽光発電、風力発電の導入拡大を進めていく中で、送電線の空き容量がどんどん減っています。山岳地帯では、特に風車の輸送が困難なところが多々ありまして、このエリアに関しては、道路がある程度整備されていることもあり、事業実施地区としています。奈良県は検討の対象にしていけないということではありません。ご指摘の通り、遺跡から風車が見える可能性があるという景観の観点については、眺望点を選んでいるところであり、引き続きご意見を踏まえながら情報収集に努めます。

事業者：補足します。埋蔵文化財については、津芸濃事業の方法書の p164-166 で、文献調査により整理しています。一方、景観についての調査地点の設定の際には、例えば展望台があるとか自然的によく眺望として使用される場のほかにも、社会的、文化的に景観資源として認められる場所も抽出したうえで設定していますので、今後も状況に変化があれば修正します。

委員：津芸濃事業の方法書 p358 の図 6.2-28 について、東側の津市街地は記載されていませんが、そちら側からでも見えます。図面は津市街地まで含め、もう少し幅広く作ってもらえないでしょうか。中部空港からの観光客が船から見たら、ああ風車が見える、どうなんだ、と思われることになると思うのですが、海まで広げるほうがいいのではないのでしょうか。

事業者：図面については、検討したいと思います。資料でこの図郭としたのは、垂直見込角 1 度がどの範囲かということをお示しするため、東方向の可視領域は、確認したいと思います。

委員：可視領域の確認においては、光の屈折も考慮し、より見えやすい状態で考えてください。

委員：騒音について、風車の位置は、どの図にも記載がありませんが、仮にここという点の

位置は決まっていますか。そうでなければ予測できないと思います。

事業者：現時点では複数案を考えています。もちろん、今後予測するにあたっては、ここに置いた場合どのような影響があるか、ということをお示しします。

委員：複数の風車が計画されていますが、1つの風車の位置を複数考えながら、予測されるのでしょうか。

事業者：風車設置場所の計画に際しては、年間を通じてどの方向から特に風が吹くのか、シミュレーションなり現地の実測データを用いながら確認します。風車はある程度間隔を取りながら配置しないと、風の乱れ等が影響して壊れやすくなったり、発電量が低下したりします。そうすると、検討において1箇所の風車を移動すると、全体が動きますので、いろいろな観点で考えながら、予測評価する際には、1箇所のみ示すのではなく、風車の基数を減らすことも含め、配置を検討していきます。

委員：その際、いろいろな検討事項が絡みますが、予測結果が思わしくない場合には、今計画している場所、数、あるいは機種を変えることもありますか。

事業者：もちろんあります。

委員：3000kW級ではなく、もっと小型にすることもありますか。

事業者：可能性としてはもちろんあります。小型にすることで環境影響が低減されるか、もしくは、大型な風車を選んで基数を減らすことで環境影響が低減されるか、これから検討したいと思っています。

委員：いろいろな観点から、電力が多く得られ、かつ、影響も少ない計画を選んでほしいと思います。それが風車のシャドーフリッカーに影響しますし、景観にも影響します。

また、周辺の既存の風車に関する騒音データは持っていますか。

事業者：周辺の既存の風力発電のうち、1番近いのは笠取にあるものです。伊賀市の上阿波の集落から見えます。上阿波には環境騒音調査地点を設けております。

委員：周辺は静かなので風車の音のはっきり分かり、累積的な影響が想定されますので、十分に配慮して下さい。

景観にも関係しますが、経ヶ峰に山小屋があるということですが、そこに泊まれる方や管理している方たちへの騒音の影響は考慮してほしいと思います。

また、自動車交通騒音の予測モデルは、新しいものを使ってください。

景観について、住民意見のとおり、経ヶ峰はたくさんの学校の校歌にも歌われているように、この地区のシンボリックな場所であるということですので、できるだけ見えない場所を探してほしいです。住民からも厳しい意見がたくさんあります。住民の方たちとの合意形成に十分に配慮してほしいと思います。

事後評価について記載がなかったですが、実施をお願いします。

委員：水環境について、長野川は津市の貴重な水道水源ですが、平木の地区にも簡易水道水源があり、その最上流部を改変する計画となっています。地形の改変に伴う水量への

影響について、どのようにお考えですか。

事業者：水量という観点からは、風力発電事業はそれほど改変面積が大きくないと考えています。全く影響がないとは言えないと思っていますが、水利用に影響するほどの水量変化はないと考えています。

委員：その認識が間違っていると思います。面積的には小さくても、最上流部であり、流域界が変わってくる可能性もあり、また取り付け道路や風車設置場所の排水方法によって、それが流入する谷は流量が増えるが、一方でその水がもともと入っていた流域は水量が不足することがあります。

水道水源は、トータルで量を確保していればよいのではなく、従来は上流の水源保安林とか水道水源涵養林が機能し、地下に浸透した水が下流で湧出して、継続的に水量が確保できていたが、事業によりパイプを通して一気に水を流し込むことで水量が確保できなくなるという可能性もあります。量の評価は、どこに排水することで、どのように影響があるかという評価をぜひやって下さい。水量が一時的に増えることで、その河川の浸食を増長させ災害につながる可能性もあると思いますので、防災を考えた水の処理をきちんとやって下さい。

先ほど、水利用に影響するほどの水量変化はないという回答がありましたが、そこは考え方を改めてほしいと思います。

水道事業者に対し、水道水源保護地域の指定状況の確認を含め、協議は行っていますか。

事業者：水道事業者とはまだ協議していません。引き続き情報収集に努め、今後協議するよう進めます。

委員：迅速に協議して下さい。

関連して、津芸濃の方法書 p32 から水環境について記載がありますが、河川の水質調査結果が服部川の伊賀上野橋だけで、長野川等の津市側がありません。水道水源という観点が欠落していませんか。水道水源の施設がかなり多いので、意識して下さい。上水だけではなく、農業用水として重要な機能を果たしていると思いますので、そちらも意識して下さい。

もう1点、残土の処理はどのように考えていますか。

事業者：残土の処理方法については、まだ具体的に関係の行政機関等と協議していません。

風車のおおよその位置を定め、道路を設置する際に切土、盛土をどうするかによって、残土について検討します。まず、航空レーザー測量を行ってより精度の高い地形情報を取得する計画です。その上で、風車の配置、道路の計画を詰めていく中で、残土の処理方法を関係行政機関と事前相談しながら検討したいと思っています。

委員：例えば、谷を埋めるような形で残土処理を行った場合、その谷が水道水源の上流であれば、運用開始後も濁水の問題が発生することになりますので、しっかりとした対応をしてください。また、専門の事業者に任せて処理します、という記述がよくありますが、

専門業者に任せてそれで終わりにしないでください。その事業者がきちんと処理しているかを管理してください。

委員：土質の調査地点の選定基準はどうなっていますか。

事業者：土質調査地点は、対象事業実施区域内で地質図の地質区分に基づき、それを網羅的に把握できるように選定しています。

委員：調査地点については風車の設置予定場所ですか。

事業者：設置場所はまだ確定していませんので、設置候補範囲の中で設定しています。

委員：調査地点は変更される場合があるということですね。地点数も変わるのですか。

事業者：地質区分ごとに設定してますので、地点数は変わりません。

委員：もう1点、搬入道路の記載がありませんが、まだ決まっていないのですか。

事業者：はい。搬入用道路のルートはまだ決まっていない段階です。

委員：搬入道路を設置する地層にも土質調査地点を設ける場合もありえますか。

事業者：方法書の土質調査の項目で示している調査地点は、区域の中で、地層等の文献に基づき代表性のありそうな地点を選定しています。風車設置位置のピンポイントのボーリングや、管理用道路が通る箇所の地質調査に関しては、方法書に示した調査以外にも、設計に入っていく中で実施していくことを検討しています。

委員：方法書では、地形及び地質の調査範囲は地形図上に記載されていますが、表層地質図の方に調査範囲の記載がないのはなぜですか。

事業者：地形図には、崩壊地も示されていますので、そちらの方が適切と判断しました。

委員：配布資料で「改変の可能性がある範囲を追加」とだけ記載がある地点には、何のために改変の可能性があるのですか。

事業者：中央部分に関しては、管理用道路を検討しているところで、追加というより微修正しています。改変の可能性がある範囲は黒い枠の中です。

委員：幹事意見に対する回答で、「詳細な地質調査等を実施し」とありますが、具体的にはどのような地質調査ですか。

事業者：風車を設置する際には、電気事業法、建築基準法に基づき、土木学会指針で示されている風車の構造強度の計算の基準に基づきながら、詳細設計していきます。その際に、必要となるボーリング調査等を考えています。

委員：最後に、経ヶ峰の北西側は地形的に傾斜がゆるやかですが、ここも改変しますか。

事業者：そこは道路が通る可能性があります。

委員：そこがなぜそのような地形となったのかをよく検討してほしいと思います。土砂災害の危険性が指摘されていますので、その点には十分留意して下さい。

委員：生態系への影響評価、津芸濃の方法書の p233～p237 で、予測項目の1つに「重要な自然環境のまとまりの場」の分布状況が挙げられており、それに関し、p236 に「自然

植生」、「自然公園」、「保安林」、「鳥獣保護区」が挙げられていますが、ここに二次林がないのはなぜですか。環境省の定める植生自然度の区分が7以上、「二次林」も含めて群落抽出するのが一般的だと認識しています。

事業者：ご指摘の点は、配慮書段階の内容ですが、特に二次林であるから外したということではありません。手元に資料がないので、再度基準を確認したい思います。

委員：近くで計画されている別の風力発電事業では二次林も評価項目に入っていると思います。二次林や植林地であっても、そこに群落があれば基本的に一定の生態系機能は有していると思いますので、きちんとそこも含めて評価してほしいと思います。

津芸濃の方法書 p236 で、「生態系ネットワークへの影響」が挙げられていますが、「生態系ネットワーク」とは定義が定まっていないと思うのですが、ここではどういった意味で使われているのでしょうか。

事業者：既存の文献を参考にしています。国の方で指定している生態系ネットワークがありますが、それに当てはまるものが今回なかったということです。準備書以降では、現地調査で動植物の分布状況、生息状況を踏まえて抽出されると考えています。今後検討していきたいと思います。

委員：既存文献では情報が十分ではないから、事業区域とその周囲の生態系の構造をきちんと調査していただけるものと理解しています。

生態系の評価について、津芸濃の方法書 p352、p353 のカラ類の餌資源量等を調査するというフローですが、風力発電事業の生態系への影響を考えた時に、これで十分でしょうか。風力発電事業の生態系への影響に関する知見は日々更新されており、これまでの風力発電事業の評価では、生態系への影響がかなり過小評価されていると考えています。カラ類の生息密度や餌資源量、あるいはクマタカの餌資源量を評価することだけで、生態系への影響を科学的に評価できますか。

事業者：環境アセスメントの趣旨としては、未知のことについて知見を得るために研究するというより、現状を把握し、風車の機種選定、位置や数や、改変面積の検討において、事業者の配慮に活かすために、今現在手法が確立されており、評価の事例が他にもあるものとして、今回こういった想定で行うものです。これが生態系の本質の理解に十分かと指摘されると何とも申し上げられないのですが、事業の影響をできる限り定量的に見て、事業者の計画に反映したいと考えています。

委員：生態系の本質の理解に十分かということではなく、最近風力発電事業に関する論文がいくつも出てきており、生態系への影響が過小評価されているのではないかというデータが実際に挙がってきています。

例えば猛禽類であれば、事業実施による餌資源量の変化が評価されていますが、そもそも風車がたくさん建設され、そこを猛禽類が回避することで、その風車自体が生態系の最上位の捕食者としての役割を示すようになります。それによってそこには猛禽類がいなくなり、それらが食べていたようなものの量が逆に増える、そういったデータも

示されてきていると思います。

つまり、単純にある生物の餌資源量が十分かどうかだけでなく、それらと相互作用を持っている他の生物にカスケード的に波及しているというデータが、大規模な風力発電が建設されて20年経ったような場所で挙がってきています。明らかにそれは、これまでの環境アセスメントのやり方では、風力発電が生態系へ及ぼす影響を十分評価できていないということを示していると思います。

そういった科学的な知見が出てきた中で、従来通りのこういった評価で影響を評価することに疑問を持っています。

事業者：もちろんそういったことは事例としては参考にしなければならないと思いますが、それを評価できるのかという点に関しては、判断がつきかねます。

委員：難しいところだと思います。しかし、これまでのやり方だと生態系への影響が過小評価されているということは認識しておかないといけないと思っています。周辺にかなりの数の風車がありますので、生態系への累積的な影響が相当あると思います。例えば今後10年の間にその影響が実際に出てくるのかは分かりませんが、その可能性をきちんと考えないといけないと思います。

事業者：この場で回答することは難しいですが、この環境アセスメントの中で取り組めることとして、この対象種も見られてはどうかとか、この方法書の段階としてこういう調査方法もどうかというご提案をいただければ、調査する側としてもありがたいと思います。

委員：例えば、生態系の典型性を評価するときに、植物群落は入れるべきです。栄養段階の基盤に位置しますので、そこがどれだけ減るからそれが支えている一次消費者はこれだけ減るとか、その上の消費者がどれだけ減るとか、そういった評価があっていいと思います。現存量が一番多いものをきちんと評価して、それらがどれだけ減ったらその上にある一次消費者がどれだけ減るのかといったことは、これまでの生態学の知見で評価できると思います。

もう一点、今回たくさんの方からのご意見が上がっている中で、事業者の回答として、再生可能エネルギーが大事だということが述べられています。その通りだと思います。これだけ人為的な炭素排出量が増加している中で、気候変動への影響などを考えた場合、再生可能エネルギーは不可欠だと思います。しかし、ある特定のエリアに風力発電機がたくさん建つようなこの状況は本当に持続可能なのでしょうか。現在の限られた候補地の中で風力発電は推進していくべきだと考えるとといったことが事業者の意見として書かれていますが、それでいいのでしょうか。候補地が限られているなか、次世代のためにはこうした方がいいと言われているのですが、その次世代に引き継ぐ持続可能な社会というのは、ある限られた狭い地域の住民の方の苦痛を重ねていくようなことで成立するような社会ではないと思います。事業者さんの見解をお聞きしたいのですが。

事業者：再生可能エネルギーが大事だからここで事業をさせてくださいという話だけではなく、開発行為を伴いますので、自然への影響、生活環境への影響はないがしろにしてはいけないと思っています。

持続可能な社会の実現は、日本全国、世界的な問題ですので、世界でどう取り組むのかというのが大事な一方、日本も先進国としての責務を果たすために、どのように自然エネルギーを増やしていくかを考えた中で、全国で候補地が限られている現状です。ただ、限られるからと言って、むやみやたらに建てればいいという考えは一切持っていません。本当に事業の計画を理解していただいて、これが本当にその集落や街のためになるとご理解いただければ、例えば我々の他の現場でも、同じ街の中で2箇所目を建設したところもあります。まだまだ不勉強なところに関しましては、地域の事情、地域の方々の受け止め方をしっかり踏まえるということで、配慮書、方法書という形で現地調査の前に区域を設定しながら皆さんの声を伺ったところですが、やはり自分たちはまだよそ者として当該地域の現状を十分に把握しきれていなかったところがあると思いますので、今後真摯に受け止めながら、どうしたらこの周辺の地域の方々への影響を減らしながら、受け入れていただけるような、丁寧なご説明、コミュニケーションを取れるのか、非常に重要な課題と認識しています。

委員：理解が得られた上でしかやらない、と受け取って良いという事ですか。

事業者：はい。十分な理解を得る為に、これから計画の見直しを含めて考えていきたいと思っています。

委員：ぜひ、きちんと理解を得たうえで、事業をするという事は大事にして欲しいと思います。

委員：方法書に経ヶ峰ハイキングコースが記載されていますが、これ以外にハイキングコースはたくさんあります。設置候補範囲にかかっているハイキングコースが記載されていないのは不誠実ではないでしょうか。

もう1点、津芸濃事業の方法書のp230、231ですが、重要な植物種への影響の予測結果が書かれていますが、事業実施想定区域内に主な生息環境が存在する可能性はあるものの、河川や池沼等の直接改変は行なわない事から事業に関する影響はないと予測するとされています。崩れやすい尾根を改変し風車を建設する計画であり、別の事業者の計画では、基礎のコンクリートは30mの深さが必要としていましたが、それでは地下水脈はどうなるのでしょうか。その水脈に関して影響がないとは言えないと思います。

3点目、獣害の影響ですが、例えば林道を整備した場合には、シカやイノシシが通行しやすくなるため、どんどん入ってきます。その影響が想定されます。それについては、林道に柵をするなど、対策について明記する必要があると思います。

また、ハイキングコースを風車の騒音の中で歩くのは嫌だと思います。そういったことに配慮して計画してほしいと思います。

事業者：不誠実と思わせるような資料の作り方になってしまったことは申し訳ございません。ハイキングコースがこれ以外にもあるということは、住民の方からも意見がよせられています。地域の状況について、自分たちも実際に歩いてみて、どういった所が利用されているのか、これからしっかりと確認して、準備書にはきっちりと記載できるよう、これから調査、ヒアリング等に取り組みたいと思います。

山林の利用という事に関しては、林業等で使用している場所を風車として一部使わせていただきますので、山の地権者様と協議し、意向を確認する必要があります。今後、地権者様と協議しながら、そこを利用されているハイキングの方々に、どういった影響があり、どう影響を低減できるのか考えたい。この点については、方法書の段階で、十分に事前協議が出来ておらず、市役所のホームページに掲載されているハイキングコースの情報を記載しています。

地下水脈への影響ですが、事業区域の中で、風車の設置場所については、ボーリング調査等をやっていきます。風車の位置がまだ決まってない段階で、基礎の規模に関しても、地盤の状況がまだ分かっていません。判明した段階でお示しし、地下水への影響に関し、影響をどのように捉えればよいか、引き続き情報収集に努めたいと思っています。

獣害の件ですが、我々も被害状況などを直接住民や猟師の方から聞くこともございます。林道については今後検討しますが、県の開発許可等が必要です。今後、県の関係部署とも事前に相談しながら対応を検討します。獣害対策は、1事業者が実施して解決する問題ではないと思っています。既に様々な対策がとられており、ここで対策しても別のところに移動するだけという場合もありますので、地域の対策状況も踏まえながら、計画を作り、ご理解いただけるのであれば、何かできることがないか考えていきたいと思っています。

最後に、登山者への騒音の影響については、ご意見について真摯に受け止めたいと思います。一方で、地権者等とお話している中で、この対象区域の中でも、山の維持管理が出来なくなっている状況があると聞いていますので、山の維持管理も考慮し、引き続きハイキングが楽しめるよう、計画を検討したいと思います。

委員：津芸濃事業の方法書 p231 で、ソライロタケ、ツキヨタケ、マツタケ、オウギタケ、カゴタケ、ブクリョウについては改変に伴い生息環境が消失すると記載されていますが、対策はありますか。

事業者：ご指摘の箇所は配慮書の記載事項で、現地調査に入る前、事業の計画段階で、文献等の資料から事業の影響が想定されるものを挙げて、事業に反映させるものです。その中で、環境をある程度類型化して、それが事業でどう影響があるかを予測しており、その中で、樹林性のキノコは生息環境の変化の可能性があるとされると予測をしたものです。今後、それを評価できるよう調査し、確認された場合は影響を回避する等という計画の変更を講じるということです。

委員：環境DNA調査について、オオサンショウオにだけに限って服部川のいくつかの地点で計画されていますが、この地点に限った理由は。

事業者：地元で両生類等を研究している方にヒアリングし、見つかる可能性がある流域として、この服部川の流域を選択しています。

委員：これまで調査されているのは服部川や安濃川だと思いますが、計画地周辺の川については、これまで調査されていないところもあると思います。これまで見つかっていない所も調査する必要があると思います。タナゴ類やメダカ、ヤツメウナギなどについて、従来の目視探索で行い、オオサンショウだけ環境DNA調査を行うことは疑問です。調査方法をそろえるとか、調査範囲を広げるといったことは考えられませんか。

事業者：ヒアリングでは、この地点をやれば他の所をカバーしなくてもよいと聞いています。

また、環境DNA調査ですが、対象となる生物を検証する場合にはそれに対するプライマーが必要ですが、オオサンショウの場合は確立されていますが、それ以外の種に関しては、どの種が確立されているのか分からないため、どれを対象にできるのか等すぐにはお答えできません。オオサンショウオは生息環境から、単純に人が探しても見つけれない可能性があり、とりこぼしがあるといけないので、環境DNA調査も行います。どちらかの調査に依存するのではなく、原則は他の種も含めて、人の目の踏査でやります。

他にも環境DNA調査の技術が確立されていて、やるべき種がありましたら、ご教示下さい。

委員：専門家をご紹介する事は可能です。オオサンショウオの調査地点についてはご検討ください。

猛禽類のバードストライクの事で、住民の方の意見があり、見解では環境省の手引を引用されていますが、その中で例として出されている鳥類が、ツグミとヒヨドリで、猛禽類ではありません。種が変われば見え方が違ってきます。このため、このデータを元に計算するのはいかがかと思いますが、これしかないので仕方ないと思います。このことについては、風力発電事業は、本事業者は全国で行っていますし、三重県では全国トップクラスの数の風力発電施設が建っています。そういった所で事後調査や、稼働中の施設の調査の際に、そこでの鳥類の行動やバードストライクの状況の情報を事業者同士公開しあい、詳細なデータを蓄積し、共有する。そういった事を三重県が率先して推進してもいいと考えます。

事業者：県の環境影響評価条例では、事後調査報告の義務がありますし、環境影響評価法でも事後調査が位置付けられています。他県の状況は分かりませんが、三重県に関しては、ホームページに事後調査報告書が掲載されていますので、情報収集したいと考えています。

委員：場所が変わり、風が変わり、生息している生物が変われば、環境省の全国データがあてにならない事もあると思います。ぜひ三重県は環境を大切にする県だという事で全

国に先駆けてやってほしいと思っています。

委員：風力発電の施設の管理についてお聞きしたいのですが、例えば建物の場合は、建築時は建築基準法に合致していても、年数が経つ事によって法改正により、既存不適格による場合もあります。経年変化に伴う劣化もありますので、こういった施設の定期的な点検、補修を行う制度とか、施設の管理していく責任があると思いますが、どのような計画、どのような体制で行うのか、具体的な対策はありますか。

事業者：国の方でも事業者の定期点検のばらつきを減らすために、検査制度が導入されています。しっかりと風車メーカーと協議して、メンテナンスマニュアルに従いながら、毎年定期的に維持管理、消耗部品の交換等を行います。さらに、風車の技術的な詳細に関しては、風車メーカーがその技術や情報を持っていますので、メーカーに長期のメンテナンスを委託するような保障契約、運転保守も考えています。

委員：他県でも事故が起こっています。そのような事故が起こらないよう、その管理に携わる人の教育など、十分な対策をお願いしたいと思います。

以上